

議案第26号

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和8年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

中核市保健所への職員の研修派遣に伴う試験等業務手当を新設するとともに、災害対策業務手当について所要の改正をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成23年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(12) 試験等業務手当

第4条第1項中「定める感染症」の次に「（以下「感染症」という。）」を加え、「当該」を削る。

第11条第1項第1号を次のように改める。

(1) 所沢市地域防災計画に基づく体制の下で行う災害対策の業務のうち、正規の勤務時間（休日（勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（それぞれ勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。）に割り振られた勤務時間を除く。以下この号及び次号において同じ。）に連続して行う4時間以上の業務又は正規の勤務時間に連続しない業務

第13条の次に次の1条を加える。

(試験等業務手当)

第13条の2 試験等業務手当は、次に掲げる業務に従事した職員に支給する。

- (1) 規則で定める人体に有害なガスの発生を伴う試験等の業務
- (2) 規則で定める特に危険性を有する薬品を取り扱う試験等の業務
- (3) 感染症の病原体を取り扱う試験等の業務
- (4) 毒物又は劇物の製造所等の立入検査の業務（第1号に規定する人体に有害なガス又は第2号に規定する特に危険性を有する薬品を直接採取し、又は検査する業務を伴うものに限る。）

2 前項の手当の額は、1日につき300円とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。